

第6条（報酬の返還）

1 採用決定者が就業開始後、退職または解雇された場合（以下、退社という。）、乙は甲の請求により、報酬の一部を、下記各号のとおり返還する。但しその名目上もしくは形式上の理由にかかわらず下記の場合は除く。

- ・甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合

- ・甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合

- ・採用決定者の死亡や病気に起因する場合

(1) 入社日から1ヶ月以内の退社の場合、報酬の80%に相当する金額

(2) 入社日から1ヶ月を超え、3ヶ月以内の退社等の場合、報酬の50%に相当する金額

(3) 入社日から4ヶ月以上、6ヶ月未満の報酬の10%に相当する金額

第7条（労働条件の明示）

1 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その候補者が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。また、雇用契約については、甲および候補者との間で締結するものである。

第8条（守秘義務）

1 甲および乙は、本業務の遂行に関して知りえた相手方の機密に関する情報、および乙が紹介した候補者（採用に至らなかった者も含む。）に関する個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・提供・漏洩することを禁止し、本契約有効期間中および終了後も、相互に守秘義務を負うものとする。ただし、管轄官公庁または法令に基づき開示・提供が要請されるものはこの限りではない。

第9条（個人情報）

1 乙は甲が候補者を選考するにあたって必要と認められる限度において、候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は求人条件に何ら関連のない、候補者の病歴、併願状況などの個人情報については、当該候補者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

第10条（業務提携先への開示・提供）

1 甲は、事前の開示・提供を希望しない旨を指定した場合を除き、乙が業務提携先に対し、より広範な求職者の中から候補者を甲に紹介する目的で、求人票に記載した求人条件、甲から提供された情報及び公開情報等を開示・提供することに、予め同意するものとする。

2 乙は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう責任をもって監督するものとする。